

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱第7条第4項の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成29年度 高松市若者支援協議会
開催日時	平成29年8月30日（水）午後3時00～午後4時30分
開催場所	高松市役所 11階 114会議室
議 題	(1) 副会長の指名について (2) 若者支援の背景及び若者の現状について (3) 子ども・若者育成支援推進法の概要及び大綱について (4) 本市の実施策について (5) 今後のスケジュール等について (6) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	加野委員、出射委員、久保朗委員、西川委員、井上委員、藤井委員 金崎委員、森本委員、富田委員、平川委員、坂本博委員、久保典委員 水永委員、松村委員、吉村委員、西山委員、橋本委員、鷺見委員 松本一委員、田中委員、松本剛委員、水早委員、藤本委員、松原委員 石川委員、山下委員、池田委員、飛弾委員、宇野委員、細谷委員 戸城委員、大熊委員、森長委員、坂本未委員、野生須委員、田村委員 泉委員、三野正委員
傍 聴 者	1 人 (定員 5 人)
担当課及び 連絡先	健康福祉総務課総務係 839-2372

審議経過及び審議結果
<p>開会</p> <p>(1) 副会長の指名について 高松市若者支援協議会設置要綱第4条第4項の規定に基づき、副会長を指名した。</p> <p>副会長 加野委員</p> <p>(2) 若者支援の背景及び若者の現状について 若者支援の背景及び若者の現状について事務局から説明を行った。</p>

(3) 子ども・若者育成支援推進法の概要及び大綱について

子ども・若者育成支援推進法の概要及び大綱について、事務局から説明を行った。

委員) 代表者会議と実務者会議のそれぞれの役割は何か。

事務局) 代表者会議は、協議会の運営方針の決定や協議会が円滑に機能するための環境整備等を行い、実務者会議は、実務担当者による会として、支援状況の進行管理や情報交換等を行う。

委員) サポートステーションは無業になった後の支援をする団体であるが、本来であれば、無業にならないような対策をすることが必要だ。無業になる背景には、不登校やいじめ、ITに頼りすぎることによるコミュニケーションの不安などがあげられる。

委員) さまざまな施策を検討し実施するのはいいが、その情報をいかに当事者に届けるかが重要だ。また、最近では支援が必要な方々の年齢が40歳を超えることもあり、サポートステーションでは支援しきれないケースもある。

また、ニートという言葉もそうだが、ひきこもっていた若者のイメージが悪く、企業も二の足を踏むことがある。実際はまじめによく働くので、イメージアップを図ることも重要である。また、受け皿側(企業側)のことも考えたほうがいい。

委員) 相談者の問題は根が深く、解決の糸口は人それぞれであるため、それに対応するためのケース検討会議が現実的には必要で、かなり柔軟性のある組織作りが必要と考える。

事務局) 本市ではケース会議は設けていないが、他市にケース会議を設置しているところがあるように、場合によっては、事務局から協議会委員以外の他団体に意見を求めるようなことは検討していく。

委員) 家族からの相談の場合、ひきこもりなどの問題を抱えるようになった背景を細かく教えてもらうことが難しい場合があるが、そこが分かれば、これから子育てをしていく親たちに教えられるのに、という気持ちがある。

委員) 高校生については、就学中には教師が関わることができるが、不登校となっている生徒の卒業後が、気がかりとなっている。どのような機関につないでい

くべきであるか、今後、協議会の中でご教示いただきたい。

委員) 県では早期離職者対策を実施しており、ジョブサポートティーチャーによる支援や、追跡調査、セミナーを実施したりしている。

(4) 本市の実施策について

(5) 今後のスケジュール等について

本市の実施策及び今後のスケジュールについて事務局から説明を行った。今後、支援の対象をある程度、ひきこもりやニートの若者を中心としてはどうかと事務局案を説明。

委員) 国の大綱では困難を抱える若者の範囲が広く、今後、協議会としても、ある程度対象の的を絞って支援を行っていくことが必要であろう。

閉会